

副 本

平成25年(ワ)第1992号、平成26年(ワ)第422号

直送済

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外82名

被 告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(2)
(原告ら準備書面5に対する反論)

平成27年1月15日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議C係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 古 川 和 典



同 長 木 裕 史



同 市 橋 隼



同 永 井 翔 太 郎



第1 はじめに

被告東京電力は、本裁判外において、中間指針等及びこれを踏まえて被告東京電力が策定した賠償基準に基づいて、広く直接賠償手続を実施しているところ、原告らは、平成26年11月4日付け準備書面5（中間指針等の位置づけについて）において、原子力損害賠償紛争審査会（審査会）の中間指針等の策定にかかる審議には問題点がある、審査会が策定した中間指針等は認められるべき最低限を定めたものに過ぎない等、繆々主張し、被告東京電力の主張は、審査会の定める指針の位置づけの捉え方を誤ったものであるなどと主張している。

そこで、本書面では、原告らの中間指針等に対する評価に係る主張に対して必要な限度で反論する。

なお、略語の用例については従前の例による。

第2 中間指針等の相当性に関する原告らの主張に対する反論

1 中間指針等に基づく賠償額は、最低限のものにすぎないと主張について

（1）中間指針等は合理的に算定した一定額の賠償を示したものであること

原告らは、中間指針等において、これらの指針で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではないと記載されていることを根拠として、中間指針等に基づく賠償額は認められるべき最低限のものを明らかにしたにすぎないと主張する（準備書面5の10頁、16頁等）。

しかしながら、原告らが引用しているように中間指針等においては、これらの指針に示されなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではないとの趣旨が述べられているが、本件訴訟において、原告らが被告らに対して損害賠償を求めているのは、中間指針等で示されている損害項目についてと解され、中間指針等で示されなかつた損害項目ではないことから、「中間指針等で示されていない損害項目が原子力損害の賠償対象となることもあり得る」との趣旨の中間指針等の記載については、原告らの主張との関係では、特段の関連性を有しないというべきである。

その上で、中間指針等が賠償額の最低限のものを明らかにしたにすぎないと原告らの主張は、中間指針等自身が具体的な賠償額の指針を定めている精神的損害等の賠償額を念頭に置いて主張されているものと解されるところ、これらの中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針は、「合理的に算定した一定額の賠償」を定めたものであると解される。

すなわち、中間指針は、本件事故による原子力損害賠償の基本的な考え方の総論を述べている部分において、「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によつては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」

（下線は引用者加筆）と記載されているところ（乙A1の5頁），中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみであり、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額の指針については、「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解するのが相当である。

そして、審査会においては、損害賠償の一般法理の観点から、被害の実情を踏まえつつ、他事案における多数の裁判例等も検討しながら、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償を含む一定の合理的な賠償額を定めるための審議が重ねられていることについては、被告東京電力共通準備書面（1）の10頁以下において詳述したとおりである。

したがつて、そのような審議の結果として中間指針等において定められた精神的損害に係る賠償基準は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、過去の裁判例及び慰謝料額の基準も踏まえて、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであり、本件事故の被害者に対する慰謝料額として十分に合理性・相当性を有するものとして定められているのである。

このように、16万人を超える避難等対象者、及び、200万人を超える極めて多数に上る自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償を公平かつ適切に行うという観点からは、合理的な一定額の賠償を一律に行うという考え方は十分に合理的であり、また、自主的避難等対象者については、避難をした者も避難をしていない者も賠償額において差異を設けるのではなく、同額とすることが公平であるとの中間指針追補の理念についても、被害者保護の観点から十分に合理性を認めることができる。

この点について、原告らが主張するように、中間指針等が定める精神的損害に関する賠償額が仮に「最低限度の基準」との位置付けであれば、そのような趣旨の記載及びどのような場合にその増額が検討されるべきかについての考え方も併せて示されるべきであるが、そのような考え方は中間指針には何ら示されていないこと、また、これを最低基準と解して、これを上回る賠償額についてあたかも自由に協議・決定できるかのように取り扱うことは中間指針がその理念の一つとする公平かつ迅速な賠償という目的に明らかに沿わないと考えられる。

そして、審査会の議事経過においても、中間指針等の精神的損害の賠償指針が最低限の基準であるとの確認がなされた事実は存在しない。むしろ、審査会においては、損害賠償の一般法理の観点から、他事案における裁判例も検討しながら、一定の合理的な基準を定めるために審議が重ねられているというのが実情である。

(2) 中間指針等の示す基準が限定的な特徴を有するものではないこと

また、原告らは、中間指針等で定められている損害賠償の範囲やその金額は、被告東京電力さえも納得せざるを得ない水準で定められたものであり、中間指針等が示す基準が、性質上極めて限定的なものとなる特徴を有すること（準備書面5の11頁）を根拠として、中間指針等は認められるべき最低限の賠償額を明らかにしたにすぎないと主張する（準備書面5の16頁）

しかしながら、審査会において、能見会長は、「審査会というのは、最大の目的は、やはり賠償がスムーズに行われて、被災者の皆様がその賠償を受けられるようにということを最大の目的にしているわけですけれども、その際に、やはり中立的な立場で指針を設けることによって、被災者のご意見を聞くことはもちろん当然ですけれども、あるいは、その実情を調べるのは当然ですけれども、東電の側も、この指針ならば率先して賠償しようということで、賠償が迅速化されるというところに1つのメリットがあると思います。…指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。じゃ、東電の意向を聞くのかというと、別にそういうことではなくて、これはもちろん普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電側としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割であると思っております。」（第21回審査会議事録、甲E共4の16～17頁）、「この審査会のそもそもの役割といいますのは、おそらく、この事故は、本来であれば、当事者、責任を負うであろう原子力事業者と被災者、被害を受けた人たちの間の本来個別的な損害賠償の問題ですが、被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償することも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら…中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきてているというものでございます。」（第21回審査会議事録、甲E共4の15頁）、「損害賠償として説明できるかということが重要」（第24回審査会議事録、乙E共31の20頁）と述べている。鎌田委員も、「指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい」、「政策的に損害賠償の範囲を決めてしまったというふうに言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べている（第25回審査会

議事録、乙E共32の36～37頁)。

このような発言からしても、公開の場で審理がなされる審査会が、中立の立場で中間指針等の策定をしており、その内容については損害賠償の一般法理という法律的見地から合理的に導かれるものでなければならないとの立場に立つて中間指針等を策定しているものであることは明らかであり、中間指針等の示す基準が性質上極めて限定的な特徴を有することとなるものとはいえない。

(3) 中間指針等の定める賠償額が最低基準ではないこと

したがって、中間指針等の定める賠償額が「最低基準」であり、あたかもこれを自由に増額し得るかのように主張する原告らの上記主張は中間指針等の定める精神的損害に関する指針の趣旨を正しく理解しないものであって、相当でない。

2 審査会の審議に問題点があるとの主張について

原告らは、立命館大学法務研究科教授吉村良一氏（以下「吉村氏」という。）による審査会の審議の問題点の指摘をもとに、審査会の策定する指針が、本件事故を踏まえた裁判上の基準とはなりえないことは明白であると主張するが（準備書面5の11頁ないし15頁），以下に述べるとおり、吉村氏の指摘は、的を射ないものであって、これを基にする原告らの主張は、失当である。

(1) 被害実態を踏まえた議論になっていないとの主張について

吉村氏は、中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たっては、被害者の被害実態が考慮されていないという問題点があると主張する（準備書面5の11～12頁）。

しかしながら、中間指針が公表されるまでの第1回～第12回の審査会においては、松本福島県副知事、上月文部科学省生涯学習局政策課長、大澤厚生労働省老健局総務課長、佐原厚生労働省保険局総務課室長（以上第3回審査会），

渡辺大熊町長，遠藤川内村長，田子全国商工会連合会副会長，青山日本商工会議所理事，瀬戸全国中小企業団体中央会理事・事務局長，河本全国石油商業組合連合会専務理事，馬場全国農業協同組合中央会農業対策部長，吉田全国漁業共同組合連合会代表理事専務，郡山全国食用きのこ種苗協会会长（以上第4回審査会），菅野飯館村長，橋本茨城県知事，佐藤栃木県副知事（以上第6回審査会）からの意見聴取がなされており，また，これらの外にも，政府関係者から詳細な被害実態の報告が資料に基づいて多数なされている。

また，中間指針策定後も，被害の実情に則した賠償基準となるように引き続き審理を行い，中間指針追補，中間指針第二次追補，中間指針第三次追補及び中間指針第四次追補を公表し続けており，これらを策定・公表するにあたっては，瀬戸福島市長，渡辺福島県弁護士会弁護士，中手 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク代表，宍戸 雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表（以上第15回審査会，乙E共33），山田広野町長，草野檜葉町長，遠藤富岡町長，遠藤川内村長，渡辺大熊町長，井戸川双葉町長，馬場浪江町長，松本葛尾村長，富塚田村市長，桜井南相馬市長，佐藤川俣町原子力災害対策課長補佐，菅野飯館村長，佐藤福島県知事（以上第21回審査会，甲E共4）からの意見聴取がなされている。

かかる審議の状況を踏まえれば，中間指針等が被害実態を十分把握せずに策定されたものであるとの原告らの主張には全く根拠がないものであり，失当である。

（2）東電関係者がしばしば出席して発言しているとの主張について

吉村氏は，審査会に，一方当事者である被告東京電力の関係者はしばしば出席して発言しているが，被害者らが直接審査会の場で意見をいう機会は設定されていないという問題点があると主張する（準備書面5の12頁）。

しかしながら，上記のとおり，能見会長は，被災者の意見を聞くことは当然であるが，被告東京電力の意見は聞かないと述べているのであり，中間指針等

の策定に関して被告東京電力の意見は特段考慮されていないし、被告東京電力は、審査会の指針策定に関して何らの意見を述べたことはない。

(3) 被害の特質をどのように捉えるのかという損害総論について議論されていないとの主張について

吉村氏は、審査会の議論では損害総論にかかる議論がなされていないとして、これを問題点として挙げる（準備書面5の12頁）。

しかしながら、上述のとおり、審査会は、損害賠償の一般法理という法律的見地から合理的に導かれるものでなければならないとの立場に立って中間指針等を策定しているものであることは明らかであり、審査会は損害総論にかかる議論を踏まえてその判断をしているものと思料される。

(4) 交通事故方式の参照に関する主張について

吉村氏は、中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たって、交通事故方式が参考されたことを問題点として挙げる（準備書面5の12頁）。

しかしながら、中間指針等における精神的損害にかかる賠償額は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の傷害慰謝料の基準を参考にしつつ、慰謝料の判例や赤い本等の慰謝料額の基準をも踏まえた上で算定されている。

すなわち、自賠責保険の支払基準は、複数回にわたり、消費者物価指数（CPI）、賃金上昇率、判例傾向、裁判水準を参考にして改定されており、合理性・相当性を有する基準である。また、自賠責基準の傷害慰謝料には、（a）身体の傷害を負ったこと（肉体的苦痛）に伴う精神的苦痛と（b）傷害を負ったことに起因する入通院による自由の拘束（生活の阻害）に伴う精神的苦痛の2つの要素が含まれているものと考えられるところ、本件事故によって避難を余儀なくされることによる精神的苦痛は上記（b）の生活の阻害に伴う精神的苦痛に近いと考えられるのに対して、中間指針では上記（a）の身体の傷害に

による精神的苦痛をも含む傷害慰謝料の基準を参考にしているから、本件事故の被害者に対する精神的損害の賠償の考え方としては被害者に何ら不当なものではない。

また、審査会において検討された過去の避難を強いられた裁判例においても認容された精神的損害は一人当たり月額10万円を下回るものが多く、広汎な被害が生じる公害事件の裁判例と比較すると（乙E共34），不安感や恐怖について傷害慰謝料と別項目で精神的損害を認めたものは見当たらず、基地・空港の付近でW値9.5以上でも月額1万8000円、大気汚染で汚染源の付近の住民について月額数千円の裁判例が多い。このような裁判例と比較しても、中間指針等の精神的損害に係る賠償額を10万円としたことは、被害者保護の見地に立っての合理性及び相当性を有するものということができる。

このように、審査会の審議経過を踏まえれば、避難等対象者の精神的損害額の賠償指針を定めるに当たっては、自賠責基準のみならず、過去の裁判例等も検討された上で、それよりも被害者に有利な水準に当たるものとして賠償基準が定められているものであり、また、上記のとおり、自賠責基準を本件の参考とすること自体何ら不合理なものということはできない。

（5）精神的損害の賠償に当たって加害者である被告東京電力の責任を議論せずに検討しているとの主張について

吉村氏は、中間指針等における精神的損害の賠償額の指針の策定に当たって、加害者である被告東京電力の責任を議論せずに検討していることを問題点として挙げる（準備書面5の13頁）。

しかしながら、ここで吉村氏が指摘する「損害評価の場合に帰責性を強調するのは『余り適当ではない』『ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任のある加害者が、どれだけの損害を賠償するのか』を考えればよい（第36回）」との委員らの発言は、住居確保損害（中間指針第四次追補において定められている。）の議論において、高橋委員が損失補償（補填）の範囲を大

きく超える根拠として被告東京電力の帰責性について議論すべきとしたのに対して、能見会長が、不法行為責任の損害賠償の範囲は損失補償より上の基準であるから、帰責性について議論しなくてもよいと回答したものである。

この場面において、具体的には、能見会長は、「東電の今回のこの責任というのは原賠法に基づいて負わされている責任で、これについてはもう責任があるということをもちろん当然前提に考えているわけですけども、その責任以上に、例えばもっとけしからんということをここであえて強調はしないでいいのではないかと。ここはむしろ淡々と責任がある、原賠法に基づく責任がある加害者が、どれだけの損害を賠償するのかと、その賠償の範囲の方の問題として考えるべきで」と述べている（第36回審査会議事録、乙E共35の18頁）。

かかる発言は住居確保損害の審議に当たってのものであり、精神的損害の賠償に関するものではないが、いずれにせよ、審査会においては、精神的損害の賠償指針を定めるに当たって被告東京電力の帰責性についての審議・検討を行っていないように見受けられる。

しかしながら、マグニチュード9.0という本件地震及び本件津波という巨大な天災地変によって本件事故が生じたことは周知のところであり、地震本部等の地震に関する政府の専門機関においてもかかる地震について想定外であったとしているという本件の事情の下においては、避難等に係る精神的損害に係る賠償額の議論においては、被害者の受けた被害の状況等を踏まえて、適切な賠償額を定めることには合理性があるというべきである。

したがって、吉村氏の上記指摘によっても、中間指針等の定める精神的損害の賠償額の合理性は何ら左右されるものではない。

（6）伝統的な考え方で手堅くまとめようとしているとの主張について

吉村氏は、審査会は総じて伝統的な考え方で手堅くまとめようとしているとして、審査会の審議過程に疑問を投げかけている。

しかしながら、伝統的な考え方で手堅くまとめようとしているというのは大

谷禎男委員及び吉村良一教授の感想に過ぎず、何ら中間指針等の賠償基準が相当性・合理性を欠くとの根拠になるものではない。被告東京電力共通準備書面（1）で詳述したとおり、中間指針等は、その策定経緯に照らして、相当性・合理性を有する基準である。

(7) いったん決めた指針を見直さないとの主張について

吉村氏は、審査会は、暫定的と言いつつ、いったん決めた指針を見直すということをしないと指摘するが、審査会は、具体的な被害の実情を踏まえ、「住宅確保困難損害」等の新たな損害項目も認めるなど、中間指針等により被害の賠償が適切になされているかを隨時検討しているのであり、かかる批判はあたらない。

(8) 原発ADRとの連携が意識されているとの主張について

吉村氏は、中間指針等における精神的損害に関する指針の策定に当たって、原発ADRとの連携が意識されていることを問題点として挙げる。

しかしながら、ADRとの連携が意識されているとの主張と中間指針の定める基準の合理性・相当性とが如何なる関係にあるのか不明である。

3 まとめ

中間指針等の定める精神的損害の賠償額の指針の策定に当たっては、審議の進行及び議事はすべて公開され、審査会においては本件事故に係る実情及び被害の全体像について各回ごとに報告を受けながら、法学及び原子力に関する専門家の討議を経て慎重に検討が行われたものであり、その審議過程において被告東京電力は指針に関する一切の意見を述べる機会を与えられておらず、実際意見を述べていない。そして、その結果策定された指針は、過去の過失責任に基づく類似の裁判例等も踏まえて、本件事故の特殊性及び被害者保護の見地から、裁判になつた場合を視野に入れても、十分に合理性及び相当性を有するものとなっている。

したがって、中間指針の内容面及び審議過程に関する原告らの上記各主張はいずれも理由がないものであり、中間指針等の指針の内容は裁判上も十分に尊重されるに値する手続的・実体的な内実を有するものである。

以上